

厚生労働省発基安0328第1号

令和5年3月28日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令案要綱

第一 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の一部改正

一 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（二において「一部改正省令」という。）による改正後の労働安全衛生規則第三十四条の二の六第一項の規定にかかわらず、一・四―ジクロロ―二―ブテン、鉛、一・三―ブタジエン、一・三―プロパンスルトン、硫酸ジエチル、労働安全衛生法施行令（以下「令」という。）別表第三に掲げる物、令別表第四第六号に規定する鉛化合物、令別表第五第一号に規定する四アルキル鉛及び令別表第六の二に掲げる物以外の物であつて、当該物の成分の含有量について重量パーセントの通知をすることにより、契約又は交渉に関し、事業者の財産上の利益を不当に害するおそれがあるものについては、その旨を明らかにした上で、重量パーセントの通知を、十パーセント未満の端数を切り捨てた数値と当該端数を切り上げた数値との範囲をもつて行うことができるものとする。この場合において、当該物を譲渡し、又は提供する相手方の事業者の求めがあるときは、成分の含有量に係る秘密が保全されることを条件に、当該相手方の事業場におけるリスクアセスメントの実施に必要な範囲内において、当該物の成分の含有量について、より詳細な内容を通知しなければならない。

ものとする」と。

二 事業者は、次の表の上欄に掲げる措置を講ずべき場所において、同表の中欄に掲げる措置を講じた場合においては、同表の下欄に掲げる測定を行うことを要しないものとする。

一部改正省令による改正後の特定化学物質障害予防規則（以下「新特化則」という。）第三十六條の三の二第四項の措置	新特化則第三十六條の三の二第五項各号に掲げる措置	特定化学物質障害予防規則第三十六條第一項の測定
一部改正省令による改正後の有機溶剤中毒予防規則（以下「新有機則」という。）第二十八條の三の二第四項の措置	新有機則第二十八條の三の二第五項各号に掲げる措置	有機溶剤中毒予防規則第二十八條第二項の測定
一部改正省令による改正後の鉛中毒予防規則（以下「新鉛則」という。）第五十二條の三の二第五項各号に掲げる措置	新鉛則第五十二條の三の二第五項各号に掲げる措置	鉛中毒予防規則第五十二條第一項の測定

<p>という。) 第五十二条の三の二 第四項の措置</p>		
<p>一部改正省令による改正後の粉 じん障害防止規則(以下「新粉 じん則」という。) 第二十六条 の三の二第四項の措置</p>	<p>新粉じん則第二十六条の三の二 第五項各号に掲げる措置</p>	<p>粉じん障害防止規則第二十六 条第一項の測定</p>

三 その他所要の改正を行うこと。

第二 施行期日

この省令は、公布の日から施行すること。ただし、第一の三の一部については、令和六年一月一日から施行すること。